

●香川県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年4月11日から同年5月2日まで一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 国分寺中通線（39号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町粉所西字向山乙152番9地先から 綾歌郡綾川町西分字藤川2530番1地先まで	9.5~44.3	310	平成15年香川県告示第29号で変更した区域の一部
綾歌郡綾川町西分字藤川乙691番25地先から 綾歌郡綾川町西分字藤川乙691番25地先まで	12.8~29.2	72	
仲多度郡まんのう町川東字焼尾511番555地先から 仲多度郡まんのう町川東字焼尾349番3地先まで	20.2~78.4	150	平成13年香川県告示第798号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年4月11日